

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を  
図るための 2021 年度政府予算に係る意見書

2019 年 12 月の改正教職員給与特別措置法（給特法）の成立を受け、文部科学省は、2020 年 1 月 17 日に同法第 7 条に基づき定めた指針を告示するとともに、都道府県教育委員会等に通知しました。その後、広島県においては、関係条例、教育委員会規則が改正され、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針が策定されました。これらによって、4 月 1 日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市立学校の教員についても同様の法的整備が求められています。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ働き方改革につながりません。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開後の対応については、教育現場に人的余裕がないため、教室を分けて少人数指導等を行うことも難しく、児童生徒に学びを保障することもままなりません。それらを行うだけの教職員数を確保するには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をすることが求められます。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、政府（国）におかれては、2021 年度政府予算編成において、次の事項を実現するよう要望します。

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2020 年（令和 2 年）6 月 17 日

福 山 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長